

デジタル式電子電話交換機等一式賃貸借契約 仕様書

1 総則

(1) 適用

本仕様書は、若葉区役所及び美浜区役所に設置する電話交換機等設備に適用する。

(2) 概要

若葉区役所及び美浜区役所に設置した電話交換設備は長期間の使用により経年劣化が激しいことから更新するものとする。

(3) 技術基準

本設備は、電気通信事業法及び関連法規等に基づく技術基準を満足するものとする。

(4) 申請手続き

本設備及び本設備設置に必要な東日本電信電話株式会社等に対する申請手続き等は、すべて設備設置施工業者において行うものとする。

(5) 施工方法

電話交換機の設置・据付・調整は、他の設備に支障を及ぼさないように施工するものとする。

(6) 保障

納入後、明らかに設計製作・施工上の不良による障害が発生した場合は、責任をもって無償で改修又は改善を行うものとする。

(7) 賃貸借期間

令和4年3月1日～令和9年2月28日まで（60か月）とする。

(8) 設置場所

ア 若葉区役所 千葉市若葉区桜木北2丁目1番1号

イ 美浜区役所 千葉市美浜区真砂5丁目15番2号

2 機器構成及び機能

(1) 機器構成

ア デジタル式電子電話交換機

イ デジタル式多機能電話機

(2) 機器仕様等

ア デジタル式電子電話交換機

(ア) 交換方式等

通話路方式 : 時分割PCM方式

制御方式 : 蓄積プログラム制御方式

冗長構成 : 二重化方式（共通制御部・主要電源部）

中継方式 : 次の方式が可能であること。(組み合わせ可能)

- ・分散中継
- ・ダイヤルイン
- ・ダイレクトダイヤルイン
- ・ダイレクトインライン
- ・仮想番号
- ・ストレートライン
- ・バーチャルライン
- ・ISDNダイヤルイン
- ・ISDN着信サブアドレス
- ・IP網接続

構造 : 壁面設置自立型

末端条件

ダイヤルスピード : 10 ± 0.8 PPS 20 ± 1.6 PPS

ダイヤルメーク率 : $33 \pm 3\%$

MF信号 : 端末設備規則(総務省郵政事業庁令)第11条の2に準ずる。

(イ) トラフィック条件

内線1回線当りの再繁時における標準発着信呼量は6HSCとする。

(ウ) 電気的条件

入力電源電圧 : AC $100V \pm 10V$ / AC $200V \pm 20V$
またはDC $48V \pm 5V$

(エ) 環境条件

周囲温度 : $0 \sim 40^\circ\text{C}$

相対湿度 : $25 \sim 85\%$

(オ) 具備すべき機能

一般的電話サービス基本機能の他に下記が可能であること。

- ・ひかり電話に対応が可能であること。
- ・ダイヤルイン対応が可能であること。
- ・各庁舎と CHAINS を利用した拠点間内線通話が可能なこと。

(カ) サービス機能

- ・ハウラー音自動送出
- ・内線相互接続規制
- ・ダイヤルイン
- ・サービスクラス
- ・自己保留
- ・内線代表
- ・着信音識別
- ・代理応答
- ・共通短縮ダイヤル
- ・ロックアウト
- ・ダイレクトインライン
- ・テナント
- ・保留音サービス
- ・ピックアップ
- ・短縮ダイヤル
- ・リダイヤル
- ・話中転送

(キ) サービスクラス

接続 クラス	局 線				着 信	内 線 相 互	専 用 線
	発 信						
	国 際	市 外	指 定 市 外	市 内			
超特甲	○	○	○	○	○	○	○
特甲	×	○	○	○	○	○	○
準特甲	×	×	○	○	○	○	○
甲	×	×	×	○	○	○	○
準甲	×	×	×	×	○	○	○
乙	×	×	×	×	×	○	○

○…接続可能

×…接続不可

イ デジタル式多機能電話機

2線式、コード1.5m付

大型ディスプレイ付（発信者番号、通話時間、通話料金等表示機能付）

機能可変ボタン付（24ボタン以上、不在転送、話中転送、蓄積再送等の機能任意指定）

(3) 収容回線数

ア 現用及び実装 ※若葉区役所及び美浜区役所共通

収 容 回 線	現 用	実 装
ひかり電話	1	1
I S D N局線	8	8
アナログ回線	8	8
専用線（CHAINS を利用した拠点間内線）	8	8
内線 デジタル式多機能電話機	130	200
一般電話機	50	100

イ 将来対応として、デジタル式電子電話交換機はビルディングブロック方式により増設可能であること。

3 本賃貸借の区分・範囲等

(1) 据付・区分等

- ア 賃貸借対象区分は、図1に示すとおりとする。
- イ 電話交換機及び付属機器設置
- ウ 電話機取付
- エ 電源装置（整流器・蓄電池）設置
- オ 構内ケーブルの敷設（既設使用とする）
- カ 撤去品は現在の保守業者に返却すること

(2) 賃貸借物件

内 容		数 量		適 用
		若葉区役所	美浜区役所	
CX-01 V2 電子電話交換機		1 式	1 式	電源含む
デジタル式多機能電話機		130 台	130 台	
調整・取付等	交換機	1 式	1 式	既設使用とする。
	電話機	1 式	1 式	
	構内配線	1 式	1 式	
保守用コンソール (PC、プリンター)		1 式	1 式	

4 管理及び保守

(1) 下記の物件は、本契約の保守対象とする。

- ア 本契約に伴い導入したすべての機器
- イ ケーブル類

(2) 本交換機システムは、製造者等の保守センター（サービスセンター）と公衆回線で接続し、遠隔保守ができる機能を有すること。ただし、この機能による第三者からの電話交換機に対する不正アクセスおよび電話機の利用の防止策が講じられない場合は、この限りではない。

同保守センターは、24時間365日電話受付が可能であり、本交換機システムに障害が発生し、本市より連絡を受けた場合は、現地へ到着し復旧作業に着手することが可能な体制を整備すること。

復旧作業は、原則として着手後24時間を期限とし、同期限内での機器の修復が困難な場合は、その理由を担当者に申し出ること。

(3) 常に良好な状態で使用できるように、物件設置場所において月1回以上の点検

及び調整を行うこと。

(4) 障害発生原因及び作業報告（遠隔保守を含む）については、その都度各区役所地域振興課へ報告すること。

(5) ユーザーサポート

ア 電話によるサポート体制を整え、機器に関する問い合わせに対しては、迅速かつ誠実に対応すること。

イ 前項アの問い合わせ内容及び結果については、別途、指示に従い報告を行うこと。

(6) 保守業務にあたっての留意事項

ア 電子式電話交換機収容の局線及び内線（使用先、使用機器）の情報を常に最新な状態で管理し、各区役所地域振興課の求めに応じて、報告等が行えること。

イ 電子式電話交換機への局線・内線の増減及び端末の設置・移設・撤去等の作業の発注は、各施設管理者（各区役所地域振興課）が行う。この場合、作業内容の結果を書面で施設管理者へ報告すること。

ウ 保守業務を第三者に委託する場合には、事前に同業者に関する資料を提出し、区政推進課の承認を得ること。

5 特記事項

(1) ひかり電話、ISDN局数及びアナログ回線をダイヤルイン方式で使用するこ
ととする。

(2) 千葉市役所本庁舎、千葉市各区役所（保健福祉センターを含む）、千葉ポートサ
イドタワー、千葉中央コミュニティセンター、千葉市総合医療センター間で
CHAINS を利用した拠点間内線で通話できること。

(3) 下記は別途とする。

- ・ 建築工事（既設使用とする）
- ・ AC電源工事（既設使用とする）
- ・ 配管工事、MDF及びIDF工事（既設使用とする）

(4) デジタル式電子電話交換機に含まれるもの。

- ・ 電源装置 電源装置（整流器・蓄電池）は、最繁時の消費電力において停電
時に3時間耐用できる容量を持つものとする。
- ・ 整流器 入力 AC単相100V（供給電源単相100V／30A）
出力 DC48V±5V
- ・ 蓄電池 密閉・据置型

(5) 賃貸借物件は新品であること。

6 仕様書の疑義

- (1) 本仕様書に指定され、又は指示された事項等に疑義が生じた場合は、直ちに発注者へ申し出て、協議のうえ決定するものとする。
- (2) 本仕様書に示されていない事項であっても、当然必要と認められる事項は、速やかに発注者へ連絡のうえ、指示を受けて受注者の責任において施行するものとする。

7 その他

- (1) この仕様書に記載のない事項については、発注者と協議のうえ対応すること。
- (2) 不測の事態が生じた場合は、発注者と協議のうえ対応すること。

図 1

